

## 第十回 国会 運輸委員会議録

## 第十四号

(五一九)

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)

午後二時二十六分開議

出席委員

委員長 前田 郁君

理事大澤嘉平治君 理事岡田 五郎君

理事坪内 八郎君

理事尾崎 志田 大西 複夫君

理事川島 满尾 金次君

理事江崎 一治君

海上保安官 松平 直一君

専門員 堤 正威君

専門員 岩村 勝君

専門員 (海上保安庁) 松平 直一君

委員外の出席者 海事検査部長

委員会議員

委員会議員

委員会議員

委員会議員

委員会議員

委員会議員

委員会議員

委員会議員

委員会議員

○前田委員長 これより会議を開きます。

港湾法の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進めます。まず提出者の提案理由の説明を求めます。坪内の君。

港湾法の一部を改正する法律案

港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のようによります。

第十二條第一項に第五号の二及び第十一号の二として次の二号を加える。

五の二 港湾区域内における入港

船又は出港船から入港届又は出港届を受理すること。

十一の二 前号に掲げるものの

外、港湾区域及び臨港地区内における貨物の積卸、保管、荷さばき及び運送の改善について

あつ旋すること。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に関し必要な事項

は、港務局を組織する地方公共団体のうち定額で定めるものとの條例で定める。

3 前項の條例の制定は、当該港務局を組織する地方公共団体のうち定額で定める。

局の作成した原案を尊重してこれを定める。

第十六條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

3 前項の條例の制定は、當該港務局を組織する地方公共団体のうち定額で定める。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一號)

吉君及び前田正男君辞任につき、その補欠として山本久雄君、大西禎夫君、高塩三郎君及び志田義信君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇號)

(予)

内八郎君外五名提出、衆法第二一六號)

船舶職員法(内閣提出第一一六號)

○前田委員長 これより会議を開きます。

2 港務局を組織する地方公共団体の数が七をこえるものに置かれる

委員会にあつては、前項の規定にかかわらず、その地方公共団体の

数に達するまで、委員の数を増加

することができる。第十七條第一項中第三号を第四号とし、第二号

を第三号とし、第二号を次のよう

に改める。

一 國會議員

二 地方公共団体の議会の議員。

但し、港務局を組織する地方公

共団体の議会が推薦した議員の

中から、一人の委員を限り、委

員を任命する場合は、この限り

でない。

第二十二條第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。

第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○坪内委員長 本件を「第十六條第二項」に改める。

○前田委員長 本件を「第十六條第三項」に改める。

○松平政府委員 本件を「第十六條第三項」に改める。

○前田委員長 本件を「第十六條第三項」に改める。

○前田委員長 本件を「第十六條第三項」に改める。

○前田委員長 本件を「第十六條第三項」に改める。

○前田委員長 本件を「第十六條第三項」に改める。

められつつあるのであります。港務局または地方公共団体が港湾管理者として行う業務の範囲、港務局の委員会の委員の数及び委員の欠格條件について、実情に沿わない点がありますので、これらの諸点に所要の改正を加えようとするものであります。

本改正案の内容のおもなる点を御説明申し上げますと、まず第一点は、現行法第五十條において、港湾管理者が受理する船舶出入港に関する書類の様式統一について規定されておりま

す。これは、当然港湾管理者が入出港届を受

理することを前提として規定されたもの認められますので、港湾管理者の行為規範として、当該港湾区域内の入

出港船からの入出港届を受理すること

を加えるとともに、その入出港届に規定する事項を定める手続について規

定しようとするものであります。

次に第二点は、港湾区域及び臨港区域内における貨物の積卸、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつせんすることを加え、一層港湾諸施設の能率的運営と、港湾作業の改善をはかるうとするものであります。

第三点は、現行法では港務局の委員会の委員の数は、七人以内に限定され

ておりますが、関門港のごときは二県六市が港務局を組織する場合も予想されますが、かかる特殊の場合には、

港務局を組織する地方公共団体の数を

増員することができる道を

開こうとするものであります。

○江崎(一)委員 配付されました船舶職員法案の別表第一に航行の区域、船

舶のトン数、船舶職員並びにその資格

がずつと書いてあります。その下に定員が書いてありませんが、この定員はどういうことになつておりますか。

ほかに何か印刷物がございますか。

○松平政府委員 この表には資格別に

一人々々きめてございますので、それ

第四点は、港務局は申すまでもなく、関係地方公共団体と非常に密接な関係がありますので、一委員会に一名を限りまして、関係地方公共団体の議員が委員になることができるよういたしまして、その業務の遂行の円滑をはかります。

以上が本法案の要点であります。

委員になることができるよういたしました。本法に特に委員諸君にお願い申し上げます。ただいま申し述べたとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可

るうとするものであります。

さらにこの機会に特に委員諸君にお願い申し上げます。ただいま申し述べたとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可

るうとするものであります。

決あらんことをお願いいたします。

とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可

るうとするものであります。

また本港湾法の一部改正につきましては、第七国会におきましては、各党

議院に於て、今訂正いたしました要點の改正案を提出いたしました。次第で

意見が、各委員から強く陳述されたのであります。そのような内容であります。

さて、第七国会におきましては、各党



ますか。

○松平政府委員 恐れ入りますが、もう一回御質問をお願いしたいと思います。

○江崎(一)委員 二名の通信士でウオッチングを二十四時間やらなければならぬ。そういう要求がある場合には、どういうように通信士の勤務割をしますか。

○松平政府委員 二十四時間監視の場合は、われ／＼の方では三人と規定をいたしております。お話の十六時間の場合には二人になつております。

○前田委員長 岡田君。

○岡田(五)委員 この法律によりますと、船舶の種類に応じまして、大体乗組の定員もきめられておあります。ですが、また一面船舶職員の資格につきまして、試験制度その他いろいろな資格制限もあるようですが、かような資格と、これら資格に応じての最低賃金といいますか、給料といいまして、その他の問題に応じての一般的にどうきめるということは非常にむづかしいです。ざいまよが、一般的にどうきめるといふことは非常に嚴重にさればされど、これに応じた結果といふものが、立法的になれば、おのずからまた慣行的に水準があると思うのであります。しかし資格も非常に厳重にさればされど、これに応じた結果といふものが、立法的になれば、おのずからまた慣行的に水準があると思うのであります。安全といふ点に主として——主としてではなく、ほとんど安全という点だけを考えまして、これだけの知識と学力を持つた者を乗せるべきであるとい

うふうに今規定しておるわけでござります。

○岡田(五)委員 それではあと二、三

組の定員をきめになるようあります。が、かような日本の立法による乗組定員といいますか、乗組員数といふもの

を、世界の一般のかような船に対する乗組員数との状態は、どういう状態になつておるか、聞くところによりますれば、日本の船舶の造船技術の劣つて

いる関係、あるいは船舶の機関、なおその他まだ世界的水準に達していな

い、かようなことからいたしまして、一万トン船級についての乗組員とい

ます。

○松平政府委員 お手元に差上げまし

た参考資料の十五ページをお聞き願い

たいと思います。ここにも書いてござ

います通り、更新のための試験を

今われ／＼が考えておりますのは、五

年間において乗船履歴がある者、も

う少し詳しく申し上げますと、更新の日

にいたして行くわけではございません。

も多くの乗つておるというのは、大体こ

ういう高級船員が多く乗つておるの

あります。これが実際に会社に雇われた

いなどいたしまして、いかなる待遇

にありますし、その方面との関連を保つ

て、そういうものはきめられておる、

こう思つております。

○岡田(五)委員 それではあと二、三

組の定員をきめになるようあります。

が、更新のためには、必要な範囲にお

いてあらためてまた試験を行う、こ

うことになつておりますが、運輸省

令でどの程度、再度試験をされる予定

になります。ここにも書いてござ

います。

て、今後は実地の者も学校出の者も一

切平等に試験を受けることになつた

わけであります。この点は更新の場合もかわりございません。先ほど申し上

げましたああいう措置は、いずれの場

合もとることにいたしております。

○坪内委員 学校卒業者にこのたびは

学術試験の免除の措置を廃止するとい

うようなことになりますと、ただださ

え犠牲的かつ困難な環境にある船員に

対して、ここでさらに国家試験という

ような重大な重荷を負わせるというこ

とになりますと、かえつて優秀な子弟

が海員を志望しないで、船舶職員の素

質といふか、そういうものが低下して

行くのじやないかというようなことが考えられるのであります。

それが入らなくなるではないか、こうい

う点については、実際問題といたしま

しては、学校出の乗船履歴といふもの

をそれ／＼適当に勘案いたしまして、そ

う邊簡単でかつこうですから、お聞

かせ願いたいと思います。

○松平政府委員 両方でございます。

○松平政府委員 ただいまの御質問

の、学校卒業者は学術試験をしないと

ます。が、高級船員もやや上まわつており

ます。

○松平政府委員 次に法律の第九條

に、免許の更新ということがあります。

が、更新のためには、必要な範囲にお

いてあらためてまた試験を行つてお

ります。

○坪内委員 今部長がおつしやる通

り、この改正案の要點の中で特に私は

大事な点であらうと思うのであります。

そこでこの点はもう少しわれ／＼

もかかりましようし、あるいはいろい

ろな事務的な面もふえると思ひます

が、そういう国家試験については、

初めての試みでもあらうし、自信があ

ります。

○松平政府委員 従来から実地の人

は学術試験、技能試験、すべて試験を

実施して参りました。試験の内容につ

いては、別にかわりはございませんの

で、学校出の者といたしましても、同じ

います。

○岡田(五)委員 私の質問はこの一問

で終りますが、第十條の免許の取消し

の場合はござります。

第一の「法律又

はこの法律に基く命令の規定に違反し

たとき」という場合は、大体刑法上あ

けであります。

ただいま坪内先生の

いはその他の法規違反、違法性の行

為に対する関係からごもつともと思ふのであります。ただ第二項の「船舶職員として職務を行うに當り、非行があつたとき」。こういう言葉が使つてあるのであります。この非行という言葉の解釈は非常に広く、またときによつては非常に狭く解釈せられるのではないか。かように私は考えるのであります。ことにこの解釈の広狭いかんによつて、免許の取消しの公平性を私は離れるおそれがあることを懸念するのであります。かような権利と申しまするか、資格を消滅させるような行為は、できるだけ列挙式に明記したが必要がある。また列挙できなければ、公正にして冷靜な批判のできる第三者的な制度を必要とするのではないか。一海上保安庁長官の行政的認定に基いて、これを処分するということについて、私は少し範囲が広過ぎるのではないかと考えるのであります。政府當局としてこの非行というのを、どの程度の範囲に考えられているか、具体的に言えば、どういうことを非行とお考えになつてゐるか。具体的に例をあげてお示し願えればけつこうだと思うのであります。

○松平政府委員 この非行とございますのは、職務を行ふにあたつての非行でございまして、一方ごくプライバ

エートの問題は、一切取上げないことになつております。大体これをこへあげましたのは、従来の海員懲戒法がございまして、こういう問題は海員懲

戒法で取上げられて、いろ／＼適当な処分がされておつたのであります。海難審判法ができまして、海員懲戒の面は全部なくなりましたので、この事項をここへあげたわけでございま

す。ただいま申し上げました通り、これを「職務を行ふに當り」というふうに嚴に限定いたしております。それで質問の公平を期すべきであるということはごもつともございまして、そのため第十一條に聽聞という項を設けて、第三者の意見及び関係人の意見及び本人の弁明、その他十分公平を期する意味で十一條を設けてあります。これでやつて行きたいと考えております。

〔参考〕  
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔参照〕  
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

○前田委員長 次に、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進めます。

○坪内委員長 ただいま議題となりました点につきましては、この際質疑及び討論を省略して、ただちに採決されん動議を提出いたします。

○前田委員長 坪内君の動議に御賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立多數。よつて動議のごとく決定いたしました。

これより日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について採決いたしました。本案に原案の通り賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立多數。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する委員長報告は、委員長に御一任を願います。

それでは本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時六分散会